

2026年度「SDGs 研究助成制度」募集要項

最先端の研究によって、SDGs 達成に向けて貢献することを目指し、本学における SDGs 推進に係る研究活動を促進するために、SDGs に関連する分野の研究に対して、助成を行います。学内外の研究会や学会へ参加いただき、研究成果を発表いただきます。奮ってご応募ください。

なお、本研究助成制度は、坂口牟婁児・坂口由紀子記念法政大学特別研究助成金によって成り立っています。

1 応募資格

専任教員、特任・任期付教員、客員教員、教務助手、
兼任教員（ただし、本学専任教員が代表者となることで可とする）、
本学博士後期課程在籍者

2 助成内容

(1) 応募対象

本学研究者 1 名 1 件とする。また、2 名以上のグループを組んで行う共同研究についても応募可能。ただし、グループの代表者は本学専任教員・研究者とすること。なお、当該年度において、同じ研究テーマで他の学内助成金へ申請することはできません。

(2) 対象分野

SDGs に関連する分野

(3) 採択件数

2～4 件程度

(4) 研究期間

2026 年度（単年度）

(5) 助成研究費

採択件数（2～4 件）の総額 200 万円（単年度）

(6) 助成対象となる費用

研究に直接必要な研究代表者にかかる経費（研究分担者の経費は支出不可）。ただし、以下に記載した費用は対象外とする。なお、汎用性のある機器等の購入は、助成対象研究に特に必要と判断される場合のみ可とする。

- ・人件費（謝金、委託費は可）
- ・飲食・会合費
- ・出版に係る費用

3 公募期間

2026 年 4 月 1 日（水）～5 月 6 日（水）17 時

4 応募書類

研究計画調書（指定書式 Word）

研究開発センターWeb サイト(<https://www.hosei.ac.jp/kenkyu/info/>)の新着情報一覧からアクセスしダウンロードしてください。

※ 公平性を担保するために、書類の不備等については自己責任とし、提出された申請書をそのまま審査いたします。作成には十分ご注意ください。

5 応募書類提出先

以下の宛先まで、研究計画調書のデータを添付の上お送りください。

E メールアドレス：kyogaku@hosei.ac.jp

(HOSEI2030 特設部会「SDGs+推進特設部会」担当 宛)

※ メールの件名は『2026 年度 SDGs 研究助成制度応募』としてください。

〈応募する在学生の皆さんへの注意事項〉

- ① 研究計画調書は指導教員及び共同研究者による内容確認及び了解を得た上で提出してください。
- ② Cc 欄に指導教員及び共同研究者の E メールアドレスも入力の上、送信してください。
- ③ 法政大学ドメイン hosei.ac.jp の E メールアドレスから送信してください(Cc 欄に入力する指導教員、共同研究者も[@hosei.ac.jp](mailto:hosei.ac.jp) のアドレスとしてください)。

6 審査・採択決定

「SDGs 研究助成」審査委員会において審査を行い、業務執行理事会に審査結果を報告のうえ決定する。審査は、次のとおり行います。

(1) 総合評点

各評定要素を踏まえながら、総合的に判断し、評点区分により評点を付す。

(2) 評定要素

- a 研究内容（目的の明確さ、SDGs への貢献度、応募者の従来の研究経過・成果の評価等）
- b 研究計画（計画の妥当性、組織の構成、研究遂行の能力、人権保護及び法令等の遵守への対応）
- c 研究経費の妥当性・必要性
- d 研究業績

7 採択通知

採択の可否は、研究代表者宛に研究計画調書に記載されたメールアドレスへ文書で通知します。研究開始日は、7月1日以降となり研究経費の執行も同様となりますので、あらかじめご承知おきください。なお、研究経費について、妥当性や必要性が認められないものは助成対象とはならず、助成額が減額される可能性があります。

8 採択後の研究成果報告等の義務

研究成果は、学内での発表（プレゼンテーション）や本学が主催する SDGs にかかるシンポジウムなどでの講演を行うこととし、本学 SDGs 特設ページ（Web サイト）で学外に公開します。さらに、研究成果を論文執筆や学会発表等でより広く学外に公表いただきます。また、シンポジウム等の発表資料及び1枚程度の研究概要を別途提出していただきます。

9 スケジュール（予定）

2026年4月1日～5月6日	応募書類提出期間
2026年6月26日	研究代表者に採否通知
2026年7月1日	研究開始
2027年3月5日	研究費支出期限
2027年3月中旬頃	研究成果報告会（プレゼンテーション）（予定）
2027年4月23日	研究実施報告書提出期限

10 その他

- (1) 研究費の執行は、法政大学学内規程に則り、管理は所属のキャンパスの研究開発センターにて行います。
- (2) 1式10万円（税込）以上の物品（耐用年数が1年以上のもの）を購入した場合は、物品は大学の資産扱いとなります。
- (3) 採択後、年度途中で研究活動を中止する場合には、HOSEI2030 特設部会「SDGs+推進特設部会」宛に中止届を提出するとともに、当該年度の研究実施報告書を速やかに提出してください。また、研究中止後に研究費残額を執行することはできません。
- (4) 採択後、当初の研究計画を大きく変更する場合には、HOSEI2030 特設部会「SDGs+推進特設部会」の議を経て、業務執行理事会の承認が必要となります。
- (5) 採択後、当初の研究計画に無かった汎用性のある機器等の購入が必要になった場合、理由書の提出が必要となります。内容により HOSEI2030 特設部会「SDGs+推進特設部会」で審議の上、執行の可否を連絡します。

以上

<問い合わせ先>

HOSEI2030 特設部会「SDGs+推進特設部会」担当

kyogaku@hosei.ac.jp

※メールの件名に「SDGs 研究助成制度応募について」

と明記してください。